別紙

「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案についての意見募集」の結果

Ⅰ　意見募集期間

令和６年４月２４日（水）から同年５月２８日（火）まで

Ⅱ　提出された意見の件数

６件　　※ 提出意見数は、意見提出者数としています。

Ⅲ　意見提出者

○ 法人（意見提出順）

株式会社ビーエスフジ、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン

○ 個人（２件）

○ 匿名（１件）

Ⅳ　提出された意見と総務省の考え方

「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案についての意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、次に掲げる表のとおりです。

No	案に対する意見及びその理由【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	●基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することは、衛星放送システムの安定や放送事業社の経営の選択肢を拡大する観点から、衛星放送事業者の経営基盤強化につながり、業界全体の維持・発展に寄与することが期待され、歓迎します。 【株式会社ビーエスフジ】	賛同のご意見として承ります。	無
2	●フジ・メディア・ホールディングスの要望を踏まえ、認定放送持株会社の関係会社が使用できる衛星基幹放送のトランスポンダ数の上限を4トランスポンダに緩和することは、経営の選択肢を拡大する観点から賛同します。今後も放送事業を取り巻く環境変化等を踏まえて、適宜制度改正を行うよう要望します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】	賛同のご意見として承ります。 なお、制度改正に関するご意見については、今後の参考とします。	無
3	捏造データ4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況を元に放送政策を推進するのを辞めるべき。 4K8Kが普及するという嘘は既に放送局の収益を非常に悪化させ衛星放送の未来像に関するワーキンググループで4K8K推進を発言している者は害悪と呼ぶべきである。 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案についても認定放送持株会社の関係会社は4K8Kが普及するという嘘を世間に広め続けた犯罪者である為、自ら嘘は誰が言い出したか告発するまでマスメディア集中排除原則の規制緩和は一切行うべきではない。 衛星放送の現状 https://www.soumu.go.jp/main_content/000944620.pdf スターチャンネル再編と スターチャンネル２スターチャンネル３放送終了のお知らせ https://www.star-ch.jp/topics/detail/729 低迷 WOWOW と最高益スカパー分かれた明暗 苦境の有料放送で契約件数はともに続落だが… https://toyokeizai.net/articles/-/746492?display=b 【個人１】	今般の改正は、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保のために重要と考えられることを踏まえ、衛星放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から実施するものです。	無

４	地上波局がＢＳ放送局を増やしていけることになるだけで、現状のように偏った放送内容が多い地上波局と同様の放送がさらに増えることになるので、反対です。 【個人２】	今般の改正は、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保のために重要と考えられることを踏まえ、衛星放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から実施するものです。 総務省としては、引き続き、マスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえ、適正に運用してまいります。	無
５	現状のように偏った放送内容が多い既存マスメディアの放送がさらに増えるのは反対です。 【個人２】	今般の改正は、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保のために重要と考えられることを踏まえ、衛星放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から実施するものです。 総務省としては、引き続き、マスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえ、適正に運用してまいります。	無
６	下記の理由を含め、全体として強く本案に反対し、廃案を求める。 総務省から出された「見直しの方向性」は、キー局持株会社の要望が下敷きとなっており、ローカル局の要望を受けた形ではない。 「マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由化を向上させる」ことが重要であるにも関わらず、本改正案は逆行している。 異なる地域でのマス排緩和は事業者の形成の選択肢を増やす効果がある、緩和によって放送の地域性が一直線に損なわれるという議論があるが腑に落ちない、地域性の確保(それぞれの県の情報をそれなりに放送する配慮)は必要だが、資本規制とは別に考えるべきだ。 放送対象地域の拡大は、費用圧縮を全面に出した政策であり、ますます偏った放送になることが懸念される。 放送対象地域は変更せず、複数地域における放送番組の同一を認めると、各地域情報	今般の改正は、衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の緩和を行うものであり、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保のために重要と考えられることを踏まえ、衛星放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から実施するものです。 総務省としては、引き続き、マスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえ、適正に運用してまいります。 なお、制度の検討の在り方に関するご意見については、今後の参考とします。	無

	が放送されない事態が発生し、情報格差がますます広がることが懸念されるため、各地域における地域情報を確保する仕組みが不可欠である。 持ち株制度においては、子会社に対し、地域向けの自社番組の確保に関する努力義務があり、地域住民に、どうローカル曲の番組が消費されているかを把握するべきである。 政府は規制改革実施計画に応えるために、制度改正ありきで進めるのではなく、そもそもなんのための制度改正なのか、放送メディアの未来をどのように構築していくのか、地域の民主主義や文化の基盤を支える存在として機能させ続けるならば、現在の機関放送普及計画をどのような姿に見直すのが国民のためなのか、目先の結論を急ぐあまり、多岐にわたるはずの議論が十分に尽くされず、事業者からの要望を追認していくような段取りであってはならない。 規制改革実施計画には、「マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由化を向上させる」と書かれているが、総務省から出された「見直しの方向性」は、キー局持株会社の要望が下敷きとなっており、ローカル局の要望を受けた形ではない。 ローカル局の経営基盤強化のための制度改正が本当にローカル局の経営自由化を向上させることにつながるのか、実質的にキー局持株会社の維持強化のためになってしまわないか、こうした視点をより意識した議論も深めていく必要がある。 系列ネットワークという強固な枠組みの中で、また地域の新聞社等の複雑な資本関係がある中で、ローカル局個社の経営者が声を上げにくい実情も想像に難くないが、顕在化し難い声をすくい上げ、複雑な実情への想像力を持ちながら、丁寧に制度を設計していく視点も忘れてはならない。 規制改革の目的そのものが事業者目線に陥っていないかということに注意を払う必要があり、地域住民の声を議論に反映させないと事業者目線だけの改革になってしまう恐れが大いにあるが、政府の方針では明らかに事業者目線に陥っており、地域住民はもとより、国民に広く情報を伝えていくというマスメディアの本来の役割をますます偏らせていくことに他ならない。 今問われるべきは、キー局持株会社の生き残りでもローカル局の生き残りでもなく、地域社会の中において信頼できるメディア機能をいかに生き残らせるか、そのための国の政策はどうあるべきなのかということだ。 放送事業は貴重な国の財産である公共の電波を使う免許事業であり、ローカル局がキ		

	一局等の番組を各放送対象地域に確実に届けていくという役割だけでなく、地域メディアとしての役割を果たしているということを訴えていくには、どれだけ“放送波を通じて”その役割が果たせているのかが問われる、逆に放送波がなければその役割が果たせないのかを証明していかなければならないのは当然のことである。 ローカル局のメディア機能の全体像を、社会に納得できるデータで示していくことが求められている。 マス排の緩和や放送対象地域の拡大もしくは複数地域における同一番組化といった議論と平行して進むであろう地域性の確保という論点を、単なる地域情報の確保という観点にとどまらない議論にしにしていくことは、ローカル局にとってだけでなく、地域社会の今後を考えていく上でも重要である。 以上のことから、今回の放送対象地域の拡大は、費用圧縮を全面に出した政策は、事業者及びキー局持株会社の要望のみを汲み上げたものであり､同意することできない。 正しい情報を国民全体に行き渡らせることがマスメディアの役割であり、本案はそれを更に後退させかねないものであり、強く廃案を求める。 【匿名】		
7	下記の理由を含め、全体として強く本案に反対し、廃案を求める。 規制改革の目的そのものが事業者目線に陥っていないかということに注意を払う必要があり、地域住民の声を議論に反映させないと事業者目線だけの改革になってしまう恐れが大いにあるが、政府の方針では明らかに事業者目線に陥っており、地域住民はもとより、国民に広く情報を伝えていくというマスメディアの本来の役割をますます偏らせていくことに他ならない。 今回の放送対象地域の拡大は、費用圧縮を全面に出した政策は、事業者及びキー局持株会社の要望のみを汲み上げたものであり、同意することできない。 規制改革実施計画には､「マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由化を向上させる」と書かれているが、総務省から出された「見直しの方向性」は、キー局持株会社の要望が下敷きとなっており、ローカル局の要望を受けた形ではない。 キー局が作成する番組は、地域の安価な放送が成り立たなくなるので、大企業のスポンサーが必要なり、ますます少数意見が封殺され、大企業に優位な放送になり、中央集権的な報道が加速する。すべての電波報道を東京もしくは大阪から発信することになり、地方の少数意見と、テレビ地上波６波以外の少数意見が封殺される恐れが否め	今般の改正は、衛星基幹放送におけるマスメディア集中排除原則の緩和を行うものであり、認定放送持株会社制度の利用による衛星放送事業者の財政基盤の強化及び経営の安定化が視聴者に対する安定的・継続的なサービス提供の確保のために重要と考えられることを踏まえ、衛星放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から実施するものです。 総務省としては、引き続き、マスメディア集中排除原則の趣旨を踏まえ、適正に運用してまいります。	無

	ない。 以上の理由により、本案はメディアがメディアの意味を成さなくなり、言論の自由を奪うこと、言論統制につながるものとして、同意することはできない。 【匿名】		